

[事案 27-310] 契約解除無効請求

・平成 28 年 7 月 15 日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により契約を解除され、給付金の支払いを拒否されたことを理由に、契約解除の無効および給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 10 月に契約した終身医療保険について、以下の理由により、告知義務違反による契約解除を無効とし、給付金を支払ってほしい。

- (1) 25 年間、年に 2 回の健康診断をして尿に糖がまじることは何回かあったが、糖尿病と診断されたことは今まで一度もなかった。
- (2) 契約時にもっと具体的な説明があるべきだった。
- (3) 同時期に他社の保険に加入しており、同じ調査会社で同時に調査をしていたが、他社からは給付金が支払われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、告知日から過去 2 年以外の合計 4 回の健康診断において、毎回異常所見の指摘を受けている。
- (2) この内容は、本件契約の告知事項に該当する事実であり、本来、告知をする必要があった。また、告知義務違反に関し、重大な過失があったものと判断できる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申込時および告知時に不適切な点があったかどうかや、申立人の病状等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には重大な過失による告知義務違反が認められ、また入院と告知義務違反が認められた事項との間には因果関係がないとは言えないため、給付金の支払いを認めることはできない。その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。